

長崎県産業デザインネットワーク設置要綱

(名称)

第1条 本会は、長崎県産業デザインネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、会員相互の交流や連携を通して、デザインに対する意識の啓発や情報共有および商品デザイン力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業に取り組む。

- (1) 会員相互の交流、連携
- (2) 長崎デザインアワードの開催
- (3) 長崎デザイナーズバンクの設置および運営
- (4) デザインに関する情報発信とデザインの啓発
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(事務局)

第4条 ネットワークの事務を行うため、長崎県窯業技術センターに事務局を設置する。

(会員)

第5条 ネットワークは、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 県内に事業所を置く企業・団体、支援機関、金融機関等
- (2) 県内に事業所を置くデザイン関連企業、県内在住もしくは県出身のデザイナー、デザインに関する有識者等

(入会)

第6条 ネットワークへの入会を希望する者は、ネットワークのホームページに設置した「ネットワークへの申込み」に必要事項を記入のうえ申込み、事務局の確認を受けなければならない。なお、入会における参加費は無料とする。

(退会)

第7条 ネットワークを退会しようとする者は、事務局にその旨を届け出なければならない。

(役員)

第8条 ネットワークに、会長および副会長を置く。

- 2 会長は事務局が推薦し、会員の半数以上の了解を得た者とする。
- 3 副会長は、長崎県産業労働部長を充てる。

(長崎デザイナーズバンク)

第9条 ネットワークは、県内企業等のデザインに対する意識の啓発や商品デザイン力の向上を図るため、ネットワーク内に長崎デザイナーズバンクを設置する。

- 2 バンクへの登録は、ネットワークの会員である県内在住もしくは県出身のデザイナー個人、または県内に事業所を置くデザイン関連企業からの別に定めるところの登録申請書及び登録票の申請によるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。